第2章 景観形成にかかる取り組み

本章では、景観法をはじめとした様々な制度による景観形成の取り組みとして、景観 法に基づく景観形成の届出の対象区域、全市および景観形成地区の届出対象行為、景観 形成基準、また屋外広告物や公共施設の景観形成、景観重要建造物および景観重要樹木 の指定の方針などの景観形成のために必要な事項について定めています。

1 全市を対象とした景観形成基準



(3)届出対象

届出を要する行為は下記の通りとします。

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更するこ	高さが 15m を超え、または建築面積が
ととなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1,000 me超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 15m(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合は、その高さが 10m を超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が 15m)を超え、またはその敷地の用に供する面積が、1,000 ㎡を超えるもの
都市計画法第4条第 12 項に規定する開発行為	行為面積が 3,000 meを超えるもの

※仮設の行為、軽微な行為等は適用除外とします。

(4)景観形成基準

下記を市全域(景観形成地区を除く。)の景観形成基準とします。

	1百 日		甘 准
	項目		基準
			・人々に親しまれている山・谷筋などを眺める視線を遮らないようにする。
	配	置	・分棟したり、雁行配置とするなど、周辺景観との調和を配慮した位置・規模とする。
	10	_	・敷地境界からのセットバックなど近隣に圧迫感を与えないよう努める。
			・壁面位置のそろっている所では、連続性の維持に配慮する。
	高	*	・人々に親しまれている山・谷筋などを眺める視線を遮らないようにする。
		J	・高さがそろっている所では、連続性の維持に配慮する。
			・外壁の基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲はマンセル色票系において概ね
			次のとおりとする。
			①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下
	L-d	P並	②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下
	外 及7	壁	③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
		具	・分節したり、雁行させるなど、周辺と調和した意匠とするよう努める。
	Æ	~	・側面・背面の意匠にも配慮する。
			・街路景観のそろっている所では、意匠の連続性に配慮する。
			・低層部では、単調な無窓の長大な壁面などを作らないよう努める。
			・街角などの多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する。
建	屋根		・屋根の基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、外壁及び建具の色に準ずる
建築物			ものとする。
物			・壁面の給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。工業農業等生産・流通系の建築
			物でやむを得ず外部に露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施す等の措置を講ずる。
	建乳		・屋上設備については、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適切に覆う等の措置を講じる。エ
	設備等		業農業等生産・流通系の建築物で覆い措置ができない場合は、通りから見えにくい位置に設置する。
			・屋外階段については、形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
		_	・駐車場部は、通りから自動車が見えにくくし、周辺と調和した入口意匠や外壁仕上げとするなど、景
	付加		観に配慮する。
	施言	泛	・ベランダについては、形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
	門、均	屏等	・単調で閉鎖的な塀、擁壁を避けるなど、周辺とのつながりや調和を考え、敷地際の構成に配慮する。
			・住宅地、集落またはその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合
			には、周辺景観との調和に配慮する。
		材	・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮す
	そ	料	వ _ం
	その他		・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。
	10		・敷地内には、低・中・高木を適切に配置するなど、うるおいのある植栽に努める。
		植	・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事務所等に係わるものについ
		栽	ては適用しない。
			C10/22/11/2-00 0

	項目	基 準
	配置	・周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。
	高さ	・人々に親しまれている山・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。
工作物	意 匠	・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・外壁の基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。 ①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下・航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊戯施設については、適用しない。
123	材 料	・住宅地、集落またはその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。
	植栽	・周辺の植栽に努める。 ・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係わるものについては適用しない。
開	規模	・行為の面積は必要最小限に留め、周辺の景観との調和に配慮する。 ・長大な法面や擁壁が生じないようにする。
開発行為	緑化	・周辺の植生にあわせて緑化を行う。

2 景観形成地区

(1) 景観形成地区の指定方針

特に朝来らしい特徴的な景観があり、景観を活かしたまちづくりが積極的に展開されている地区などを対象として、地域住民等の合意のもとに「景観形成地区」として指定します。

1) 地区指定の視点

- ①朝来市の中で重点的に景観形成を図る必要があると認められる地区
- ②文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項第5号に規定する文化的景観を有する地区
- ③景観を活かした地域の活性化や地域再生に向けた住民の積極的な取り組みが展開されている地区
- ④その他、市長が必要があると認める地区

(2) 景観形成の方針と景観形成基準

1) 竹田(竹田景観形成地区)

朝来山等の山腹を背景とし、ゆるく弧を描く円山川に縁取られた、平入り屋根の続く町並みの竹田城跡からの俯瞰や、山城遺構と古城山を背景とする円山川の眺望などに配慮しながら、城下町としての通り景観、古城山の麓に連なる社寺、そして地場産業である家具づくりなど、竹田に蓄積された昔ながらの景観資源を保全継承するとともに、快適な住機能を備えたまちづくりを進めるため、次のゾーンに分けて景観を形成していきます。

また、市長が景観審議会などの意見を聴いたうえ、当地区の優れた景観を創造するため、この基準を適用することが適当でないと認める建築物等については、これによらないことができます。

①竹田景観形成地区の景観形成の方針

○竹田城跡景観形成ゾーン

円山川から見た場合に市街地の背景となる竹田城跡及びそれを頂く古城山の緑豊かな東斜面の景観を保全するとともに、それらと調和した市街地景観の形成を図ります。

〇寺町景観形成ゾーン

古城山の麓に連なる寺社とそれに沿って流れる水路によって形成される町並みを保全しつつ、歴史性を感じさせる景観の形成を図るとともに、寺町景観通りを設定して魅力ある通り景観の形成を進めます。

〇一般市街地町家景観形成ゾーン

伝統的な町家が連なって形成される町並みや円山川との調和に基調をおいた景 観形成を図るとともに、町家景観通り及びふるさとの川景観通りを設定して魅力 ある通り景観の形成を進めます。

○家具のまち景観形成ゾーン

竹田の顔である歴史的地場産業としての家具工場などがあるゾーンであり、竹田らしさの創出に配慮しつつ、円山川沿岸や竹田城跡から見ても魅力のある景観の形成を図るとともに、ふるさとの川景観通りを設定して魅力ある通り景観の形成を進めます。

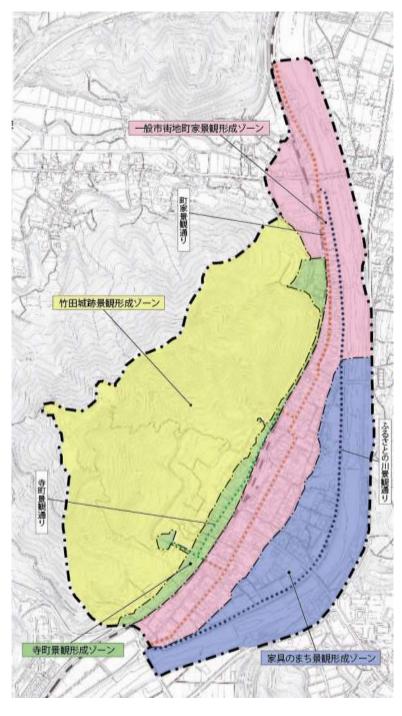


図 竹田景観形成地区の区域

②竹田景観形成地区の届出対象

下記の行為を竹田景観形成地区の届出の必要な行為(届出対象行為)とします。

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する こととなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
都市計画法第4条第 12 項に規定する開発行為	行為面積が 3,000 m を超えるもの

[※]仮設の行為、軽微な行為等は適用除外とします。

③竹田景観形成地区の景観形成基準

下記を竹田景観形成地区の景観形成基準とします。

	话口	佐田城県2日取出バーン	キ町早知 込むが一い	_ 机主络地取索星组形成 ()	安日のまた早知形式が二い.
	項目配置	竹田城跡景観形成ゾーン	寺町景観形成ゾーン	ー般市街地町家景観形成ゾーン ・通りに面する壁面の位置は、壁面が連なるように、できるだけ隣接する建物の壁面にそろえる。 ・駐車スペースを確保するため、やむを得ず建築物を後退させる場合は、門	家具のまち景観形成ゾーン
	~-			及び塀の設置等により、 町並みの連続性を損なわ ないように努める。 (ふるさとの川景観通り) ・河川に接している敷地にあ ては、できるだけ堤防敷だる。	
	高さ	階数は2階以下とす		階数は3階以下とする。	
建築物	屋根	·こう配屋 根と色 根と色 は なる が は は る の が を 使用 の 医性 の OYR (を の の の の の の の の の の の の の の の の の の	・こう配屋根とし、黒または灰色の和瓦とする。やむを得ず他の材料を使用する場合も、その色彩はは灰色とする。色相は 0YR(橙)から10YRまでとし、明とする。・特徴あるうだつや越屋根の保全を図る。・道路に面する1階部分のひさしの位置は、隣家とそろえるよう努める。	(町家景観通り) ・屋根こう配は周辺の建築物と同様の程度のものとする。 (ふるさとの川景観通り) ・背景となる竹田城跡と手前の周辺景観との調和に努め	「の円山川の流れなど
	外 壁 及び 建 具		または茶系統の落ち着いた色 橙)から 10Y(黄)までとし、明度		

	項	目	竹田城跡景観形成ゾーン	寺町景観形成ゾーン	一般市街地町家景観形成ゾーン	家具のまち景観形成ゾーン
	建築 設備等		建築物の内部に取	り込むか、目立たない位置にす	る。	
			・屋上設備は設置し	ない。やむを得ず設置する場合	は、できるだけ目立たない意匠	E及び色彩とし、外部か
			ら見えにくいように			
	付属		町並みと調和した。	意匠及び色彩とする。		
				どの掲出物は、周囲の町並みと	調和した意匠、形状、材料及で	「色彩となるように努め
			る。	, , , ,		
						・日除けテント等につ
	施	設				いては、町並みと調
						和するよう意匠及び
						色彩に配慮する。
			・門、塀を設置す	(寺町景観通り)	・門、塀を設置する場合は、	
			る場合は、外壁	・門、塀の仕上げは、しっくい	た色彩とする。	
			に準じた落ち着	塗り、板張り、石ばり、また		
	門	、塀	いた色彩とする。	はこれらに類するものとす		
				る。		
建				・門、塀は和瓦ぶきに努め		
建築物				る。		
175			緑に包まれた印象	となるよう、地域の環境に適し	/	•家具工場等大規模
		植	た在来種を選定す	るなど、自然植生を考慮した		な敷地については、
			上で、敷地内に低	、中、高木を適切に配置し、周		対岸からの眺望に
			辺の緑地環境との	調和に努める。		配慮した植栽や、敷
		栽				地内に低、中、高木
						を適切に配置する
	7					など、周辺景観との
						調和に努める。
		水路		・水路景観を考慮し、水路等	・水路景観を考慮し、水路	
				の安易な暗きょ化を避ける	等の安易な暗きょ化を避	
				とともに、新たに水路橋等	け、周辺と調和させるな	
				を設置する際には石造りと	ど、一体的な修景に努め	
				するなど、周辺と調和さ	る。	
				せ、一体的な修景に努め		
				る。		
	意 匠			感、違和感を軽減するような意図		
	, E	, <u>FT</u>	基調となる色彩は、	けばけばしくならないものとし、	周囲の景観との調和に努める	0
				・擁壁を設置する場合は、石		
	玆	≣ 壁		積み(野面積み等)にする		
_	175			など、周辺との調和に努め		
工作物				る。		
物				からできるだけ後退した位置と	し、隣接する建築物の壁面線が	いら突出しないように努
			めるものとする。			- A
		動		となる色彩は、当該建築物とii		易合は、けばけばしくな
	胁	売機		景観から突出しないものとする。	=	
				業名、商品名等広告面を極力技		
				配慮した意匠、材料等の囲いや		5 .
盟	規	見模		最小限に留め、周辺の景観との はもじない。トンにする	り調和に配慮する。	
開発行為				が生じないようにする。		
/-	緑 化		周辺の植生にあわ	せて緑化を行う。		
行力	\$ 5	t 11				

2) 生野(口銀谷景観形成地区、奥銀谷景観形成地区、太盛景観形成地区)

生野鉱山と鉱山まちの文化的景観について、文化財保護法に基づく重要文化的景観に選定し保存活用すべく調査研究等が進められています。

このような口銀谷、奥銀谷、太盛の各地区において、新たなまちづくりを視野に入れながら、鉱山の町として栄え独特の風情が残る景観を、山際の緑と町なみ眺望などに配慮しながら、河川、山容とともに保全、修景、創造していくために、次のとおりゾーンを区分しながら景観の形成を図っていくこととします。

なお、口銀谷地区において、市街地景観形成ゾーンのうち、小路景観形成ゾーンと境界をなす道路に面する建築物に適用する景観形成基準については、市街地景観形成ゾーンに係る景観形成基準にかかわらず、通り景観として違和感が生じないよう小路景観形成ゾーンに係る景観形成基準に準じることとし、寺町景観形成ゾーン又は市川景観形成ゾーンと境界をなす道路に面する建築物に適用する景観形成基準についても、同様にそれぞれの景観形成基準に準じることとします。

さらに、奥銀谷地区においても、上筋・小野景観形成ゾーンのうち、市街地景観形成ゾーンとの境界をなす道路に面する建築物に適用する景観形成基準については、上筋・小野景観形成ゾーンに係る景観形成基準にかかわらず、通り景観として違和感が生じないよう市街地景観形成ゾーンに係る景観形成基準に準ずることとします。

また、市長が景観審議会などの意見を聴いたうえ、当地区の優れた景観を創造するため、この基準を適用することが適当でないと認める建築物等については、これによらないことができます。

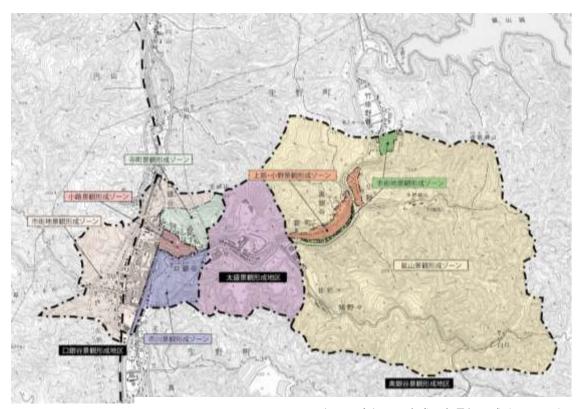


図 口銀谷、奥銀谷、太盛の各景観形成地区の区域

①口銀谷景観形成地区の景観形成の方針

〇寺町景観形成ゾーン

口銀谷地区北部丘陵地の麓に連なる寺院を中心とした重量感のある擁壁などを 備えたゾーンで、既存の素材(石、カラミ石など)の活用を図るとともに、山際 の緑を生かしながら、景観の保全及び修景を行います。

〇小路景観形成ゾーン

旧鉱山社宅、由緒ある通り名称(寺町通り、日向通り、小日向通り、本町通り、 下小路通り、宮町通り)など鉱山町の風情が色濃く残るゾーンで、鉱山まちの特 徴を生かしながら、景観の保全及び修景を行います。

〇市川景観形成ゾーン

市川の天然護岸と右岸に残るトロッコ道のアーチ、左岸の山際の緑などが特徴のゾーンで、市川と一体になった眺望景観を意識しながら、景観の保全及び修景を行います。

〇市街地景観形成ゾーン

主にこれからの口銀谷地区における拠点として新たなまちづくりが行われるゾーンで、鉱山まちの特徴と山際の緑を生かし、点在する伝統様式住宅との調和を図りながら、景観の修景及び創出を行います。

②口銀谷景観形成地区の届出対象

下記の行為を口銀谷景観形成地区の届出の必要な行為(届出対象行為)とします。

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
都市計画法第4条第 12 項に規定する開発行為	行為面積が 3,000 meを超えるもの

※仮設の行為、軽微な行為等は適用除外とします。

③口銀谷景観形成地区の景観形成基準

下記を口銀谷景観形成地区の景観形成基準とします。

	項目	寺町景観形成ゾーン	小路景観形成ゾーン	市川景観形成ゾーン	市街地景観形成ゾーン
	<u>+</u> +	階数は原則として2階以下	とする。 やむを得ず 3 階とする場	合は、3階の壁面を後	
	高さ	退させるなど、通りから見え	えない工夫をする。		
		・屋根は瓦葺きとする。			
		· 匀配层根と1 层根匀配2	及び仕上げは周囲の建築物と調料	fil た音匠とする	
	屋根		ないし赤色又はこれらに近い色		
	连加		、明度2以上5以下、彩度0.5以		田度り以上4以下
		彩度 4 以下	(4)/2/2/2/2/0/2/(4//2000		71X 2 X 1 X 1 X
		・通りに面する壁面は、	・通りに面する壁面は、漆喰	・通りに面する壁面	基調となる色は、
		伝統的な材料、形態と	や羽目板張り、下見板張り	は、伝統的な材料、	歴訓とはるとは、 周囲も建築物と調
		する。	などの伝統的な材料、形態	形態とする。	和したけばけばし
		・基調となる色は、土壁	とする。	・基調となる色は、土	くなく落ち着いた
		又は板張りなど、伝統	・それ以外の壁面について	壁又は板張りなど、	ものとする。
		的素材による落ちつい	も、伝統的な様式を基調とし	伝統的素材による	0072 9 00
		たものとする。	た意匠に配慮する。	落ちついたものとす	
		①全色相、明度 2 以上	・基調となる色は、土壁又は	る。	
		9.5 以下、彩度 0.5 以下	板張りなど伝統的素材によ	①全色相、明度 2	
	外 壁	②色相、2.5YR~2.5Y、	る落ちついたものとする。	以上 9.5 以下、彩度	
	及び	明度 3 以上 9.5 以下、	①全色相、明度 2 以上 9.5	0.5 以下	
	建 具	彩度 4 以下	以下、彩度 0.5 以下	②色相、2.5YR~	
		なお、漆喰又は煉瓦を	②色相 2.5YR~2.5Y、明度 3	2.5Y、明度 3 以上	
建		用いる場合はこの限り	以上 9.5 以下、彩度 4 以下	9.5 以下、彩度 4 以	
建築物		ではない。	なお、漆喰又は煉瓦を用い	下	
190			る場合はこの限りではな	なお、漆喰又は煉	
			い。	瓦を用いる場合は	
				この限りではない。	
		(建具)・格子や駒寄せを設置するよう努める。			
		│ ※駒寄せとは、建物と道路際の溝石までの軒下に設ける柵をいう。 │ ・周囲の町なみと調和した材料を使用し、基調となる色は、黒若しくは灰色又は茶色とする。			
	7-t- 6-t-				
	建築		うに工夫する。やむを得ず通りか	ら見える場所に設直する)場合は格子寺を設
	設備等	置し見えないようにする	置する場合は、できるだけ数を少	九八 辛尼亚拉基亚巴	りませて
		*拘山物を通りに囲して政!	直りる場合は、じさるだけ数を少く	・テラスを市川に面し	北思りる。 ┃
	付属			て設置する場合、	
	施設			支柱などによる張	
				出は行わない。	
		・既存のカラミ石積塀の保:	全に努める。	門、塀を設置する場合	レーニート 合は、外壁に進じた
			喰などを使用し、周囲の塀と調	落ち着いた色彩とする	
	門、塀	和した伝統的なものとする		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
			、外壁に準じた落ち着いた色彩		
		とする。			
	₹ _{1±}	・現存の樹木の保存に努め	う る。		
	の一種		無くし在来種による緑化に努める	0	
	他				

	項目	寺町景観形成ゾーン	小路景観形成ゾーン	市川景観形成ゾーン	市街地景観形成ゾーン	
	配置	・山なみの稜線上の配置は	は避けるように努める。			
	高さ	・高さは 15m 以下とし、山及び森のスカイラインを切らないよう努める。				
	意 匠	・周囲に与える、突出感、遠	皇和感を軽減するような意匠とする	3 。		
	息 匹	・基調となる色は、周囲の	景観と調和したけばけばしくなく落	ち着いたものとする。		
		・既存の石積及びカラミ		・既存の石積擁璧の		
		石積擁璧の保全に努め		保全に努める。		
		る。		・擁璧とする場合は、		
	擁 壁	・擁璧とする場合は、自		自然石の使用又は		
工作	17# **	然石の使用又は擬石		擬石仕上げとし、周		
物		仕上げとし、周囲の擁		囲の擁璧と調和し		
		璧と調和したものとす		たものとする。		
		る。				
		・自動販売機は道路からて	ぎきるだけ後退した位置とし、隣接	きする建築物の壁面線が	ら突出しないように	
		努めるものとする。				
	自動	・自動販売機の基調となる	色彩は、当該建築物と調和した	色彩とし、それ以外の場	合は、けばけばしく	
	販売機		見から突出しないものとする。			
			商品名等広告面を極力控えるなる			
		辺景観との調和に配慮し	た意匠、材料等の囲いや覆いを記	设けるなど修景に努める	0	
BB	+ +++		に留め、周辺の景観との調和に配原	氲する。		
開発行為	規 模	・長大な法面や擁壁が生じた	にいようにする。			
行		・周辺の植生にあわせて緑化	 比を行う。			
為	緑 化					

④ 奥銀谷景観形成地区の景観形成の方針

〇上筋・小野景観形成ゾーン

新町、奥銀谷の上筋沿道や小野において、路地に並ぶ伝統的建築物を生かしながら、居住地としての歴史的・文化的な景観の保全や修理、修景を行います。

〇市街地景観形成ゾーン

緑ヶ丘や、新町及び奥銀谷の国道 429 号沿道において、鉱山社宅群の系譜を受け継ぐ景観の特徴を生かしながら、定住人口の維持を視野に居住地としての景観の保全や修景を行います。

○鉱山景観形成ゾーン

周囲の山並みや山際の緑、トロッコ道や水路など特徴ある鉱山遺産との調和をめざし、景観の保全及び修景を行います。

⑤奥銀谷景観形成地区の届出対象

下記の行為を奥銀谷景観形成地区の届出の必要な行為(届出対象行為)とします。

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
都市計画法第4条第 12 項に規定する開発行為	行為面積が 3,000 m を超えるもの

[※]仮設の行為、軽微な行為等は適用除外とします。

⑥奥銀谷景観形成地区の景観形成基準

下記を奥銀谷景観形成地区の景観形成基準とします。

奥銀谷景観形成地区			形成地区		
	項目		市街地景観形成ゾーン鉱山景観形成ゾーン		
	高さ	・階数は原則として 2 階以下とする。やむを得ず 3 階とする場合は、3 階の壁面を後退させるな ど、通りから見えない工夫をする。			
	外 壁 及び 建 具	・通りに面する壁面は漆喰や羽目板張り、下見板張りなどの伝統的な材料、形態とする。 ・それ以外の壁面についても、伝統的な様式を基調とした意匠に配慮する。 ・基調となる色は、土壁又は板張りなど伝統的素材による落ちついたものとする。 ①全色相、明度2以上9.5以下、彩度2以下②色相2.5YR~2.5Y、明度3以上9.5以下、彩度4以下なお、漆喰を用いる場合はこの限りではない。 (建具) ・周囲の町なみと調和した材料を使用し、基調となる色は、黒若しくは灰色又は茶色とする。	・基調となる色は、周囲の建築物と調和したけば けばしくなく落ち着いたものとする。		
建築物	屋根	・勾配屋根とし、屋根勾配及び仕上げは周囲の 建築物と調和した意匠とする。 ・基調となる色は、黒、灰色ないし赤色又はこれ らに近い色彩の仕上げとする。	・ 勾配屋根とし、屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。 ・ 基調となる色は、黒、灰色ないし赤色又はこれらに近い色彩の仕上げとする。 ①全色相、明度 2 以上 5 以下、彩度 1 以下 ②色相 5R~5YR、明度 2 以上 5 以下、彩度 3 以下		
	建築	・通りから直接見えないように工夫する。やむを得ず	「通りから見える場所に設置する場合は格子等を		
	設備等	設置し 見えないようにする ・掲出物を通りに面して設置する場合は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。			
	付属 施設	・テラスを市川に面して設置する場合、支柱などによる張出は行わない。	数を少なくし、忌匹及び巴杉I		
	門、塀	・既存のカラミ石積塀の保全に努める。	・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着い た色彩とする。		
	をの他	・現存の樹木の保存に努める。 ・山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に	努める。		
	配置	・山なみの稜線上の配置は避けるように努める。			
	高さ	・高さは 15m 以下とし、山及び森のスカイラインを切り			
	意 匠	・周囲に与える、突出感、違和感を軽減するような意味を ・基調となる色は、周囲の景観と調和したけばけばし	—-· -·		
工作物	擁 壁	・既存の石積及びカラミ石積擁壁の保全に努める。 ・擁壁とする場合は、自然石の使用又は擬石仕上げとし、周囲の擁壁と調和したものとする。	・既存の石積擁壁の保 全に努める。		
	自動 販売機	・自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし 努めるものとする。 ・自動販売機の基調となる色彩は、当該建築物と調料 ないものとし、周囲の景観から突出しないものとする ・自動販売機は、企業名、商品名等広告面を極力控 周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いた	和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしく る。 なえるなど周辺景観との調和に配慮するとともに、		
開発行為	規模	・行為の面積は必要最小限に留め、周辺の景観との ・長大な法面や擁壁が生じないようにする。	調和に配慮する。		
為	緑化	・周辺の植生にあわせて緑化を行う。			

⑦太盛景観形成地区の景観形成の方針

近代化遺産や特徴ある鉱山施設との調和をめざし、近代から続く鉱工業地としての景観の保全や修景を行い、雇用の確保や鉱工業をはじめとする産業の維持・継続に努めます。

⑧太盛景観形成地区の届出対象

下記の行為を太盛景観形成地区の届出の必要な行為(届出対象行為)とします。

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
都市計画法第4条第 12 項に規定する開発行為	行為面積が 3,000 m を超えるもの

[※]仮設の行為、軽微な行為等は適用除外とします。

⑨太盛景観形成地区の景観形成基準

下記を太盛景観形成地区の景観形成基準とします。

項目		太盛景観形成地区
建築物	高さ	・道路から見た背後のズリ山や山並みへの視線を妨げないような高さとする。
	屋根	・屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。 ・基調となる色は、周囲の建築物の屋根と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。その範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。 ①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
	外 壁	・基調となる色は、周囲の建築物と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。その範囲は、屋根
	及び 建 具	色に準ずるものとする。
	付属 施設	・掲出物を通りに面して設置する場合は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。
	門、塀	・既存のカラミ石積塀の保全に努める。 ・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。
	その他	・現存の樹木の保存に努める。 ・山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に努める。

項目		太盛景観形成地区
工作物	配置	・山なみの稜線上の配置は避けるように努める。
	高さ	・高さは山及び森のスカイラインを切らないよう努める。
		・周囲に与える、突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
	意 匠	・基調となる色は、周囲の景観と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。
	擁 壁	・既存の石積及びカラミ石積擁壁の保全に努める。
		・自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように
		努めるものとする。
	自動	・自動販売機の基調となる色彩は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしく
	販売機	ないものとし、周囲の景観から突出しないものとする。
		・自動販売機は、企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮するとともに、周
		辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。
開発行為		・行為の面積は必要最小限に留め、周辺の景観との調和に配慮する。
	規模	・長大な法面や擁壁が生じないようにする。
	緑化	・周辺の植生にあわせて緑化を行う。